

## 第2回石川海区漁業調整委員会議事録

### 1. 日時及び場所

令和3年6月15日 火曜日 午後1時30分  
石川県庁 11階 1109会議室

### 2. 招集者の氏名、議事事項及び通知を發した年月日

(1) 招集者氏名 会長 稲村 幸雄

(2) 議事事項

- ① 石川県資源管理方針の変更(さば、ずわいがに、まいわし)について(諮問)
- ② さば、ずわいがにの令和3管理年度における数量の決定及び公表について(諮問)
- ③ まいわしの令和3管理年度における数量の変更について(諮問)
- ④ くろまぐろ及びまいわしの令和3管理年度における数量の変更について(報告)
- ⑤ 遊漁者のくろまぐろの採捕にかかる日本海・九州西広域漁業調整委員会指示について
- ⑥ 小型いか釣り漁業(あかいか)の許可すべき船舶の数等について
  - i 制限措置・許可又は起業の認可を申請すべき期間の公示について(諮問)
  - ii 許可等の取扱方針の一部改正について
- ⑦ 日本海・九州西広域漁業調整委員会の次期石川海区代表委員の互選について
- ⑧ 4、5月の許認可実績について
- ⑨ その他

(3) 通知を發した年月日 令和3年6月8日

### 3. 出席者

出席委員(15名)

会長	稲村 幸雄	会長代理	新谷 栄作
委員	小川 英樹	委員	勝木 省司
〃	坂下 優	〃	杉野 哲也
〃	中村 明子	〃	中村 浩二
〃	五十嵐誠一	〃	太田 均
〃	角屋 敏彦	〃	川島 和彦
〃	笹波 守勝	〃	中 浩二
〃	橋本 勝寿		
欠席委員	なし		

水産課 武田次長兼水産課長、沢田課長補佐、島田主任技師  
事務局 福嶋局長、大内局次長

### 4. 議事の顛末 別紙のとおり

### 5. 議決・報告事項

- (1) 石川県資源管理方針の変更(さば、ずわいがに、まいわし)について(諮問)  
知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。(資料1参照)

- (2) さば、ずわいがにの令和3管理年度における数量の決定及び公表について(諮問)  
知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。(資料2参照)
- (3) まいわしの令和3管理年度における数量の変更について(諮問)  
知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。(資料3参照)
- (4) くろまぐろ及びまいわしの令和3管理年度における数量の変更について  
水産課から報告を受け、数量の変更を了承した。(資料4参照)
- (5) 遊漁者のくろまぐろの採捕にかかる日本海・九州西広域漁業調整委員会指示  
について  
水産課から報告を受け、指示内容に対する対応を了承した。(資料5参照)
- (6) 小型いか釣り漁業(あかいか)の許可すべき船舶の数等について
  - ①制限措置・許可又は起業の認可を申請すべき期間の公示について(諮問・答申)  
知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。(資料6参照)
  - ②許可等の取扱方針の一部改正について  
水産課からの説明を受け、当該許可等の取扱方針の一部改正を承認した。
- (7) 日本海・九州西広域漁業調整委員会の次期石川海区代表委員の互選について  
代表委員に勝木省司委員を互選した。(資料7参照)
- (8) 4、5月の許認可実績について  
水産課から報告を受けた。(資料8参照)
- (9) その他

6. 委員会終了時間 午後2時40分

第2回海区漁業調整委員会の議事の顛末

- 福 嶋 局 長 | 定刻となりましたので、ただ今から第2回石川海区漁業調整委員会を開催します。  
それでは、開会にあたり、稲村会長から挨拶をお願いします。
- 稲 村 会 長 | 皆さん、本日は暑い中、参集いただきましてありがとうございます。  
昨日で、まん延防止対策及び県の緊急事態宣言が解除されたということでもあります。  
少しでも早くコロナウイルスが収束して、私共漁業者も魚価安で苦勞しているところでもありますので、一日も早く通常の生活に戻って、魚価も戻っていただきたいと願っているところです。  
何はともあれ、コロナウイルスが収まり、一日も早い日常生活が戻りますことを願ひまして、今後に備えてまいりたいと思っています。  
本日は、沢山の審議していただく議題が準備されていますので、どうか円滑な協議をお願いしたいと思います。
- 福 嶋 局 長 | ありがとうございました。  
議事に入る前に資料の確認をしたいと思います。  
最初に次第、その次に資料-1「石川県資源管理方針の変更について（諮問）」、資料-2「特定水産資源に関する令和3管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について（諮問）」、資料-3「まいわし対馬暖流系群に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の配分等について（諮問）」、資料-4「くろまぐろ及びまいわしの令和3管理年度における数量の変更について」、資料-5「遊漁者・遊漁船業者にいるくろまぐろの漁獲管理について」、資料-6「漁業法第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容等について」、資料-7「広域漁業調整委員会の次期代表委員の互選について」、資料-8「4、5月分の知事許可漁業等の取り扱い状況について」、最後に水産総合センターの漁海況情報をお配りしてあります。  
以上ですが、お手元にそろっていますでしょうか。  
新型コロナウイルスの感染予防対策もあり、説明の方もなるべく簡略化していきたいと思ひますので、よろしくをお願いします。  
それでは稲村会長、議事の進行をお願いします。
- 稲 村 会 長 | それでは、議事を進めます。  
まず、本日の議事録署名人を勝木委員と太田委員をお願いします。
- [ 両委員 了承 ]
- 稲 村 会 長 | では、議題1の「石川県資源管理方針の変更（さば、ずわいがに、まいわし）」について」と議題2の「さば、ずわいがにの令和

3管理年度における数量の決定及び公表について」は、関連しておりますので、続けて説明をお願いします。

それでは、知事からの諮問につきまして、事務局からお願いします。

大内局次長

今ほど、会長からありましたとおり、資料1と資料2は関連した内容となっておりますので、それぞれの諮問文を順番に読み上げさせていただきます。

[ 諮問文1、2の朗読 ]

内容については、水産課より併せて、説明をお願いします。

島田主任技師

説明はなるべく簡潔にします。資料が分厚いですので、概要版で説明していきたいと思います。

まず、2ページ目の概要版を見ていただきたいと思います。

今回変更する石川県資源管理方針とはそもそも、全体的な資源管理の骨組みを定めた本体部分と魚種別の具体的な管理内容を定めた別紙部分の2部構成となっております。

今回の変更は、番号3になりますけれども、一番下に二重線で囲んであります、さばとずわいがにの2つの魚種について、7月から新たな管理が開始となりますので、資源管理方針の魚種別の管理内容である別紙部分を追加し、数量を決定します。その数量について国からの石川県への配分の見通しは、さばにつきましては、現行水準の若干量とし、ずわいがににつきましては、数量明示となっております。

次に3ページ目をご覧ください。

具体的な資源管理方針の今回の変更点の内容となりますが、番号1となりますが、資源管理指針の、別紙1-7のまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、別紙1-8のずわいがに日本海系群A海域が追加となります。追加部分は26と27ページにありますので、適宜、ご覧になっていただければと思います。

このうち、まさばについては、現行水準で「若干量」ということになり、漁獲量以外の管理手法としての漁獲努力量の制限が示されておりまして、まき網の許可の件数や免許定置の統数の維持となっております。

ずわいがにについては、委員の中でも関わっている方も多い資源ですけれども、TACによる数量管理を従来より実施しています。新しい方針でも同様に数量明示として、漁獲可能量による管理を行っていきます。また、対象の漁業種類は、小型底びき網のみとなります。

また、管理年度開始前に、海区漁業調整委員会の諮問を経て管理区分ごとの漁獲可能量を設定することとなっておりますが、その数量は資料2の方で説明したいと思っております。

資源管理方針の中にズワイガニを追加して、従来のTAC魚種は出揃ったこととなります。今後、順次新しいTAC魚種の追加となりますが、随時説明していきたいと思っております。

また、2の修正部分ですが、こちらは、軽微なものになります。新旧対照表の4～8ページ目に下線の引いてあるところですが、その修正の1つは、まいわし、くろまぐろの部分に関わる字句の修正です。

そのうち、まいわしに関することにつきましては、大臣管理や他県との交換融通を県の留保の数量の中で行うことを明文化した方がいいのではないのかと国からの指摘があり、今回、修正するものです。

もう1つの修正は、さばとずわいがにの方針の追加及び字句の修正という2点になります。

続きまして、30ページ以降の資料2について説明をします。

31ページの別紙をご覧ください。概要と書いておりますけれども、7月から管理が開始するさば、ずわいがにについて、国から配分量の通知がありましたので、県内の配分量を定めて公表するということになります。

表の中のR3を見ていただきますと、さばについては、これまで同様に現行水準(若干)、ずわいがにについては280トンということになります。なお、現行水準については、前年並みの管理とするということがベースとなります。

ずわいがにの280トンにつきましては、国の資源評価でも資源量が減っておりまして、それに伴い、石川県の割当数量についても減っております。

近年の漁獲量の推移は、H30年が250トン、R元年が220トン、R2年206トンであり、資源が少ないこともあり、漁業者は、限りある資源を大事にしながら漁獲量をコントロールしていることから、これまでの実績をみても、割当量内に漁獲量が納まっています。

また、ずわいがにについては、米印に書いていますが、平成25年の漁期から水ガニを本県で全面自粛しております。そのため、平成25年以降は水ガニ分の漁獲量の実績が減り、漁獲実績に基づく配分量は減少することとなりますが、その部分については考慮されております。

具体的には、水ガニの漁獲量は算定数量には含まないこととなっており、水ガニを漁獲しない石川県や京都府の場合は、漁獲量の数字がそのまま割り当てられます。一方、水ガニを獲る山陰の県や福井県では算定数量の実績数量から水ガニ分を引きます。それをもって按分して、配分量を決定しているところです。

続きまして、32ページの管理年度途中における配分の基準になりますけれども、11月、12月の漁獲実績を踏まえまして、1月に関係者が集まって、留保枠の再配分を検討しております。その時に、仮に280トンの枠が不足する場合は、石川、京都、福井といった小型の底曳船が優先的に留保枠の再配分を受けることになっています。

その場合には、速やかに県内での配分が出来るように、留保の設定はせずに、全量を石川県知事管理漁業区分に配分したいと思っております。これによって、国から追加配分等があれば、自動的

に石川県知事管理漁業区分の数量が変更されることになっております。

今後の予定ですけれども、国の承認手続きを経たうえで、6月末までに告示し、関係機関へ通知をしたいと思っています。県公報は33ページに記載されている内容となっています。

以上で、資料1の石川県資源管理方針の変更と資料2のさば、ずわいがにの令和3管理年度における数量の決定及び公表についての説明を終わります。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

稲村会長

ただいま、議題1と議題2についての説明がありましたが、ご質問等はございませんか。

[質問等無し]

稲村会長

なければ、知事から諮問のあった議題1「石川県資源管理方針の変更（さば、ずわいがに、まいわし）」については、妥当であると判断しまして、その旨を答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[異議なし]

稲村会長

また、知事から諮問のあった議題2「さば、ずわいがにの令和3管理年度における数量の決定及び公表」については、妥当であると判断しまして、その旨を答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[異議なし]

稲村会長

では次に、議題3の「まいわしの令和3管理年度における数量の変更」について、知事より諮問がきておりますので事務局からお願いします。

大内局次長

それでは35ページの資料3に記載の諮問文を読み上げます。

[諮問文の朗読]

内容については、水産課より説明をお願いします。

島田主任技師

36ページの別紙をご覧ください。

今度は、まいわしになりますけれども、これについては、前回の海区でも留保枠から速やかに配分を行うルールについて諮問をしたところです。

その内容についておさらいしますと、番号3の留保からの配分ルールになりますが、管理区分ごとの漁獲可能量が8割を超過した場合に1,000tを自動的に追加配分するもので、定置でいえば10,000トンのうちの8割の8,000トンを超えた場

合には、1回あたり1,000トンを追加配分されます。それ以降も8割を超えるごとに1,000トンが追加配分されます。

次の37ページからは、そのルールを運用した現状の結果報告と、今回新たに審議していただきます配分ルールをご説明します。

番号4の現状の配分量と今後の方針及び番号5の今回の漁獲可能量の配分と留保の取扱いについてですけれども、まずは、4月20日で定置漁業の漁獲量が8,000トンを超えたため、1,000トン留保枠から自動的に配分しています。また、4月30日時点で県の留保枠のうち500トンが大臣管理漁業へ融通しております。

次に今回の新たな配分ルールです。6月に入ってから定置網によるまいわしの漁獲量は一日あたり平均3トン程度ということで、ピークは過ぎている状況です。また、6～12月の定置網によるまいわしの漁獲量は過去5年平均で400トン、最大でも850トンということで、今後の漁獲は少ないと予想されます。

また、現状の定置網の消化率は99%で余裕の無い状況となっており、11,000トンの枠のうち、6月13日時点で10,891トンの漁獲量です。

定置網は今後のまいわしの漁獲量は少なくなるものの、消化率も高く、12月までに現状の漁獲枠を超過する可能性があるため、定置網には、自動配分の1,000トンではなく、新しい配分ルールとして、5年平均の400トンよりも若干多い500トン留保枠から配分して、消化率を見ていきたいと思っています。

その数字を整理したものが、番号5の今回の漁獲可能量の配分と留保の取扱いについてですが、変更後の漁獲可能量について、その他(定置漁業等)は、500トン追加することで11,500トン、中型まき網は4,300トンとなっております。

ちなみに6月14日時点の漁獲量について、中型まき網は383トン、定置については10,892トンということになっております。

なお、まだ残っている500トンの留保枠については、中型まき網の残枠が500トン以下又は定置の残枠100トン以下になった場合は、各管理区分に配分します。

ただし、県の留保枠の500トンがあるものの、これからも漁獲が続く中型まき網の枠が足りなくなった場合には、改めて、国にこの配分の他に留保の再配分を要請し、県の留保枠の積み増しを行っていきたいと思っています。

留保については、一旦、国からもらっておけば、中型まき網、定置に再配分を行ってまいりたいと思います。

最後に米印の説明をします。

4月30日に県の留保枠を国の大臣管理漁業に融通しております。この500トンを基に、国の方には、漁獲可能量が不足した場合の必要数量の確保をお願いしております。

既存の国の自動配分ルールもあるのですが、これ以外でも柔軟かつ速やかな配分の新たなルールを6～7月に改正する方向で動

いております。

来年以降にも影響のあるルールなので、国でルールが改正されれば、海区で説明していきたくております。

38ページは、追加配分の変更後についての告示案となります。以上で、資料3まいわし対馬暖流系群に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の配分等について説明を終わります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

稲村会長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質問等無し]

稲村会長

なければ、「まいわしの令和3管理年度における数量の変更」については、妥当であると判断しまして、その旨を答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[異議なし]

稲村会長

では次に、議題4の「くろまぐろ及びまいわしの令和3管理年度における数量の変更について（報告）」を水産課より説明をお願いします。

島田主任技師

今回は、まいわしとくろまぐろにについて、海区で決めたルールで配分した結果を報告するものです。

まいわしについては、先程も説明しましたが、4月20日付けで漁獲量が8,000トンを超えたため、1,000トンを自動配分して11,000トンとなっていますが、今程答申をいただきました6月15日付けで500トンが追加されて11,500トンとなります。

くろまぐろについては、小型魚（30キロ未満）は65.8トンから37.3トン増加しております。大型魚（30キロ以上）は38.0トンから0.9トン増加しております。

そのうち留保については、小型魚103.1トンのうち2トン、大型魚38.9トンのうち5トンということになっております。

また、知事管理区分の割当量は、県の資源管理方針に書いてあるとおり、増加部分については、いずれも定置の方に配分するというようにしております。

漁業種類別にみていきますと、定置の小型魚については、58.5トンに37.3トンを追加して95.8トン、大型魚については、32.0トンに0.9トンを追加して32.9トンになっております。

変更数量の内訳になりますが、4つありまして、①昨漁期の未消化枠の繰越（当初枠の10%上限）において、小型魚6.5トン、大型魚2.7トンが追加されております。

また、②昨漁期の枠の譲渡及び消化率によるメリットにおいて、具体的な内容は、本県では使わない枠の他県と融通や交換、



また、消化率が高いことなのですが、このメリットにより、小型魚2.7トン、大型魚5.5トンが追加されております。

また、③今漁期の国が持っている留保枠の再配分については、沿岸の県に再配分するという事で小型魚13.1トン、大型魚7.7トンが追加されております。

④今漁期の分として、大臣管理漁業と、小型魚と大型魚を交換しております。本県の大型魚を渡して小型魚をもらいましたので、小型魚については、プラス15.0トン、大型魚については、マイナス15.0トンとしております。

これを総合計すると、小型魚37.3トン、大型魚0.9トンが変更数量となります。

続いて、40ページの今後の対応についてです。6月に入っても大型魚がなかなか来ないところではありますが、通常であれば大型魚が6月下旬から7月に主漁期となります。

また、7月下旬から9月にかけては、大型魚の漁獲は少なくなりますので、その時の大型魚の残枠をみながら、秋以降冬場に増える小型魚の枠を増やしていきたいと思っております。

11月から12月にかけては、外浦の定置網は網揚げすることから、例年どおり外浦の定置残枠は県の留保枠へ預からせていただきます。

1月から3月、昨年と同様でしたが小型魚が一気に入ってくるので、ここで残枠をみながら交換等で小型魚の枠を増やし、なるべく資源の有効活用を図りたいと思っております。

また、参考1にありますが、現時点での漁獲量の実績は、小型魚が20.1トンで消化率が19%、大型魚が5.3トンで消化率が14%となっております。

今年のマグロの漁獲に関するトピックについては、内浦で小型魚が5月末から6月5日にかけて、1日に1網あたり150本という、例年よりも漁獲量が多かったことがありました。

本来であれば大型魚が主となる時期ですけれども、少し小型が入ってきているので、引き続き、注意をしながら日々の報告と残枠の設定というものをしていきたいと思っております。

参考2については、資源管理方針の一部抜粋ということになります。小型魚についても大型魚についても同様のことが書いてありまして、漁獲可能量に変更となる場合には、定置網の漁獲可能量を変更することになりますので、今回もそのようにしていきたいと思っております。

資料4のくろまぐろ及びまいわしの令和3管理年度における数量の変更についての報告を終わります。よろしく申し上げます。

稲村会長

ただいま水産課より説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

[質問等無し]

稲村会長

なければ、資料4「くろまぐろ及びまいわしの令和3管理年度における数量の変更」については、報告内容を了承したいと思

ますが、よろしいでしょうか。

[異議なし]

稲 村 会 長

では次に、議題5の「遊漁者のくろまぐろ採捕にかかる日本海・九州西広域漁業調整委員会指示」について、水産課より説明をお願いします。

島 田 主 任 技 師

資料5になりますけれども、広域漁業調整委員会の指示に基づきまして、クロマグロの採捕について、今年の6月1日から遊漁者への規制が始まりました。

内容については、最初の資料に県から関係団体に通知したものがありませんけれども、次の43ページの国が作ったリーフレットが詳しいので、こちらをご覧ください。

大きく字が書かれておりますけれども、「クロマグロ資源保護のお願い」ということが書かれております。

これまで遊漁者、遊漁船業者については、特段、くろまぐろの資源管理に関する規制は、「漁業者の取組みに同調して下さい」というお願いのみで、規制はありませんでした。

近年、くろまぐろの資源も増え、一方でレジャーや遊漁船業者がくろまぐろを釣っているなか、漁業者が厳しい管理をしていることも踏まえ、併せてきちんと資源保護をやっていくべきだということで、規制が導入されることとなりました。

主に2点ありまして、1点はくろまぐろの小型魚（30キロ未満）については、採捕が禁止ということになります。意図せずに獲った場合には、直ちに海中へ放流してくださいとなっております。もう1点は大型魚（30キロ以上）については、採捕をした場合には、尾数、総重量、採捕した場所をきちんとメールなりFAXで報告してくださいということとなっております。

リーフレットには書いておりませんが、広域漁業調整委員会の規定になりますので、当然、この委員会指示に従わないような場合には、命令という措置を踏まえた上で、罰則の適用にもなります。

現在、遊漁者、遊漁船業者については、なかなか馴染みのない規制の内容になりますけれども、周知の方を、水産課や漁業取締船の方でやっているところであります。

委員さんの各地区でも、遊漁者、遊漁船業者に周知を図っているところですが、是非、これまで漁業者のやっていることなどもよくご存じだと思いますので、規制の内容の周知や指導をお願いできればと思います。

44ページには、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示の条文を付けております。参考に見ていただければと思います。

以上で資料5遊漁者・遊漁船業者によるクロマグロの漁獲規制の説明を終わります。

稲 村 会 長

ただいま水産課より説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

坂下委員 遊漁者は30キロ以上になっているけれど、漁師は5キロ以上のものを獲るといろいろと言われるのにどうなのかな。

福嶋局長 漁師は、もっと規制が厳しいということですか。

坂下委員 そう。

島田主任技師 確かにそのとおりなのですが、レジャーの方は、それで生業を立てているわけではないので、それで生計を立てている漁業者の方々と、やはり線引きをしていかないといけないと。

また、漁業者についても無秩序に漁獲できるわけではなくて、ご存じのように厳しい枠の中で管理しており、特に定置は、他の魚もいる中で、まぐろの漁獲により網揚げをしないということもあります。そういう規制もありますので、漁業者だから何でも獲れるわけではないと。

遊漁者に聞かれたら、そういった現状を説明しながら同調していただきたいということをお話しております。

稲村会長 坂下委員、よろしいでしょうか。

坂下委員 わかったけれども、ちょっと下手なやり方だなと思います。

福嶋局長 今のところ、お願いはしているところなのですが、漁師の方々は獲ってはいますけれども、それ以上に小さなものを逃がしていただいているという、それを踏まえて、こういう規制がかかることもご理解をいただいてということで、遊漁者の方々から釣れた時には水産課の方へ連絡をいただいて、ご理解をいただいて、漁師と一緒にまぐろを増やさせてくださいというような対応をしていきたいと思っております。

坂下委員 はい。了解しました。

稲村会長 他になれば、「遊漁者のくろまぐろ採捕にかかる日本海・九州西広域漁業調整委員会指示」については、報告内容を了承したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[異議なし]

稲村会長 では次に、議題6の「小型いか釣り漁業（あかいか）の許可すべき船舶の数等」について知事より諮問がきておりますので事務局からお願いします。

大内局次長 先に、46ページの資料6の諮問文を読み上げます。

[ 諮問文の朗読 ]

内容については、水産課より説明をお願いします。

沢田課長補佐

水産課の沢田です。

それでは、小型いか釣り漁業（あかいか）の許可すべき船舶の数等について説明します。

資料47ページをご覧ください。47ページには公示案を48から49ページには石川県沖合海域における小型いか釣り漁業（あかいか）の許可等の取扱方針があります。

47ページをご覧ください。先月5月1日付けで更新が終わったばかりの小型いか釣り漁業（あかいか）の許可について、追加で許可を受けたいという要望がありまして、県漁協各支所で管理している遊休許可の枠を利用して許可を受けることができる枠を公示しまして、申請を募るようになります。

公示案は、資料の上半分のところで、色塗りのしてあるところでは、右側の遊休許可4件を利用して、左側の許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数を4件分、追加申請を募ることができるようにします。

この4件の許可につきましては、今回、追加ということになれば、資料の下にあるように、先月の一斉更新時の許可件数377件に4件がプラスとなり合計381件となります。

一方で、遊休許可の枠数管理の数が58件から4件減りまして54件に減ります。件数については、以上ようになります。

次に、資料の中ほどにあります申請すべき期間につきましては、本日、当委員会で承認ということになれば、すぐ申請が可能となるように6月15日から6月29日までの2週間の申請期間を設けたいと思います。

また、表の右から3番目に記載しております許可等の有効期間につきましては、5年以内ということにしてありますが、具体的には、参考の2番目に記載しています今回の許可等の有効期間で示していますとおり、今回の許可を受けた場合、先月実施した一斉更新の許可と同一の更新日となるよう令和8年4月30日までとして、若干短縮することとします。

次に許可方針についてですが、資料は次のページからとなります。変更部分は、49ページにありますとおり、表の中にある件数が377から381に増加するのみです。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いします。

稲村会長

ただいま事務局より説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

[質問等無し]

稲村会長

なければ、「小型いか釣り漁業（あかいか）の許可すべき船舶の数等」について、①制限措置・許可又は起業の認可を申請すべき期間の公示については、妥当であると判断しまして、その旨を

答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[異議なし]

稲村会長

また、②許可等の取扱方針の一部改正については、改正内容を了承したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[異議なし]

稲村会長

では次に、議題7の「日本海・九州西広域漁業調整委員会の次期石川海区代表委員の互選」について事務局より説明をお願いします。

大内局次長

50ページの資料7をご覧ください。

令和3年9月30日をもって、現在、水産庁が設置しております日本海・九州西広域漁業調整委員会の委員について、石川海区からの代表委員の任期が満了するため、漁業法第153条第3項第1号の規定により、次期代表委員を選出していただくものです。

水産庁から石川県に対しては、次のページのとおり4月27日付けで互選委員選出の結果について7月31日までに報告するよう依頼があったところです。

なお、広域漁業調整委員会委員につきましては、4月20日の第1回海区漁業調整委員会で説明しましたが、再度、説明をさせていただきます。

我が国周辺水域における水産資源の管理を的確に行うために、都道府県の区域を越えて広域的に分布回遊し、かつ、それを漁獲する漁業種類が大臣管理漁業と複数の知事管理漁業にまたがる水産資源の管理に係る漁業調整を行うことを目的に、国の常設機関として設置されています。

また、委員会の効率的な運営のため、資源の分布、利用等に応じ海域で区分された関係委員により構成される部会が設けられています。

委員会の機能としましては、広域的に分布回遊する資源を対象とした資源管理に関する事項についての協議調整ということで、

①複数都道府県にまたがる海域を回遊する魚種の資源管理についての検討及び漁業調整

②資源管理措置の適切な実施を担保するための「委員会指示」の発動がございます。

なお、広域委員会は、11月と3月に年2回、開催されております。

本県は、52ページにあるように日本海・九州西広域漁業調整委員会（日本海西部会）の委員となっており、本委員会の委員の互選により選出することとされております。

4月の委員会では、退任された志幸委員の残任期間を勝木委員にお願いしたところであります。

事務局としては、TACの魚種拡大など沿岸漁業の意見も求められることから、もっとも経験の長い勝木委員に次期石川海区の代表委員として、引き続き就任をお願いできればと考えております。

以上です。ご審議の程、お願いします。

稲村会長

ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見等はございませんか。

[質問等無し]

稲村会長

それでは、勝木委員を日本海・九州西広域漁業調整委員会の次期石川海区代表委員に推薦したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[異議なし]

稲村会長

勝木委員には、次期石川海区の代表委員として4年間よろしくお願いします。

勝木委員

はい。わかりました。

委員の経験が長いということで推薦を受けましたが、しっかりとやっていきたいと思っております。よろしくお願いします。

稲村会長

では次に、議題8「4、5月の許認可実績」について、水産課より説明をお願いします。

沢田課長補佐

水産課の沢田です。それでは、4、5月の認可実績の取り扱い状況について説明します。

資料は、54ページの資料8-1と55ページの資料8-2になります。

[資料-8-1、8-2に基づき説明]

稲村会長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質問等無し]

稲村会長

それでは、その他で角屋委員から発言の申し出がありましたので、角屋委員、お願いします。

角屋委員

前期の当海区委員をされていた北橋委員からの依頼で、七尾支所のサヨリの2艘曳の件なのですが、現在の操業時間が夜10時までとなっているのですが、この夜10時までを前の時間に戻してもらえないかということで、検討していただきたいということです。

理由は、違反操業がみられるということで、たこつぼの被害等

が出ているので、検討してもらえないかということです。

稲村会長

はい。

できれば、もう少し、こういうことがあるとかの例を言っただけですか。そうすれば、他の委員の皆様にもわかりやすいと思うのですが。

角屋委員

このサヨリの2艘曳ですけれども、夜の操業で、共同漁業権内は入れないのですが、それが共同漁業権内にも入ってきて、違反操業し、たこつぼなどの被害が出て苦情、が出ているものですから、昼の操業に替えてもらえないかということなのです。

稲村会長

それでは、水産課の方から現状の許可内容がどうなっているのか。

それから、七尾の方から出ている問題がどういう問題なのか、具体的な説明をしていただければと思います。

沢田課長補佐

角屋委員が言われているサヨリびきの件ですが、内容はななか支所の方からも聞いております。七尾管内で操業するサヨリの2艘曳の漁業者が、許可の区域外であるななか支所の共同漁業権の中で違反操業をして、刺し網とかたこつぼの漁具被害、引っ掛けて網を破ったりとか、たこつぼを壊したりという被害があったと聞いております。

また、操業時間は夜10時までであるのですが、違反して沿岸に寄るもので、岸近くで曳くとエンジン音がしてうるさいということで、苦情があるということも聞いております。

許可につきましては、操業時間は、春漁と秋漁がありまして、それぞれ操業時間が異なっておりまして、春漁につきましては、朝4時から夜10時まで、秋漁につきましては、朝5時から夜10時までとなっております。

水産課としては、これまで陸上から操業前、操業中に支所においてサヨリの漁業者に対して指導を行ったり、また取締船を出して夜間取締りなどを行っているところですが、今回、違反操業があったことをお聞きしているため、次の漁期であります10月からの秋漁から来年の春漁につきましては、指導や取締りを重点的に行って、違反操業が無いようにと考えているところです。

以上です。

稲村会長

角屋委員、よろしいですか。

角屋委員

時間を見直すということは、難しいのですかね。

沢田課長補佐

夜間操業の話については、実は平成20年に、元々は夜の8時までだったものを、2時間伸ばして10時までに行っているのですが、これは七尾支所だけの要望ではなく、角屋委員の所属するななか支所、七尾西湾支所及び穴水支所の七尾湾に関係する4支所の連名による要望を受けて延長しているということもござ

いますので、それを再度、見直すということになれば、また、この4者間で話し合いをする必要があるのではないかと考えています。この件については、また、事情を伺いながら進めていきたいと考えております。

角 屋 委 員            はい。わかりました。

勝 木 委 員            会長、よろしいですか。

稲 村 会 長            はい。どうぞ。

勝 木 委 員            私も隣の支所にいますので発言します。  
この問題については、30年も50年も前から、石崎（七尾支所）の船だと思いますが、県や漁協の方から指導はしているのだけれども、角屋委員が指摘されたように、夜間だと監視ができない、取締りできないという点からいえば、客観的な面で折合いがつけば、解決策が見出せるのではないかと思います。  
あまり、喧嘩のないようにしていただければと思いますので、県からの指導をお願いします。

稲 村 会 長            他には、ございませんか。

新 谷 委 員            働き方改革と言われている時代ですから、日の出から日没までとか、そういった許可もあったように思いますし、サヨリ曳きの船というのは数えるほどしかいないと思います。  
各支所から5隻も10隻もいないと思いますが。

沢 田 課 長 補 佐        今、七尾支所で動いている統数は5～6ヶ統だと思えます。

新 谷 委 員            珠洲の方もピーク時は、20ヶ統程いましたが、今やっている船は1～2ヶ統しかいません。  
そんな中で、誰がやっているのか判っているのですから、漁期前に関係者に集まってもらって、いろんな面を協議した上で、操業再開というか、時間等も決めればよいのではないかと思います。

沢 田 課 長 補 佐        関係者に対しては、漁期前に指導とかはしているのですがけれども、今回またこういったことが出たので、次に向けては、これまで以上に、操業前に厳しく言うようにしたいと思います。

新 谷 委 員            そう、お互いに商売ですから、支障の無いように、話せば判ることもあるわけですから、やっぱり、協議していくことが大事だと思います。

沢 田 課 長 補 佐        4者での要望があったことも踏まえて、そこは関係者と話をしながら、協議していきたいと思えます。



新 谷 委 員	よく協議して、円満に収まるようにお願いします。
稲 村 会 長	他には、ございませんか。
太 田 委 員	これは、支所ごとには管理できないのですか。 そういう違反船に対して、監視することはできないのですか。
角 屋 委 員	その監視をするのが難しい。 定置の人は、朝が早いから夜寝るのも早いわけで。そんな時間帯に操業するようです。
沢 田 課 長 補 佐	取締船は、夜の8時から9時でも対応しながら、取り締まりを実施していますので、また、そこは強化して、違反のないようにしたいと思います。
角 屋 委 員	よろしくお願いします。
稲 村 会 長	よろしいですか。 今の太田委員の意見は、支所の中で処理できないのかということですよ。
太 田 委 員	支所の中で、出る船が決まっているわけですからと思って言ったのですが。
稲 村 会 長	その出る船は支所が違うのです。 曳いているのはこっちの支所で、被害が出ているのは隣の支所で、支所が異なるものですから。
中 委 員	能都支所なのですが、その4支所で時間を決めたのは分かるのですが、その影響で魚は動いて回るので、夜中の10時～11時まで能都支所の方まで曳いてくることもありました。 それで、皆で出て守っていたんですけど、やはり何回か違反していましたし、保安部の船が追いかけて、逆に保安部の船が定置の中に入って、被害が出たということもあったんで、能都支所の方は日没までと決まっていますが、ある地域だけ時間を延ばすと、やはりその海域からまた出てきますから、そういうことで時間短縮の方向で考えてほしいと思います。
福 嶋 局 長	区域の違反は、違反ということでありまして、時間については、周りの迷惑ということも考えられますので、違反行為と時間をどうするかということは、2つに分けて、水産課の方で取締りと関係支所との協議という形で進めていただきたいと思います。 それで、よろしいでしょうか。
稲 村 会 長	それでは、水産課の方で、検討していただくようにお願いいたします。

武田次長兼  
水産課長

それでは私の方から。  
今、いただいた皆様からの意見も踏まえて、その点については対応させていただきたいと思います。  
また、この件でいろいろと相談させていただくかもしれませんが、その時には、よろしくお願いいたします。

稲村会長

はい。よろしくお願いいたします。  
それでは、他に何かございますか。

[意見等無し]

稲村会長

特に無いようであれば、事務局からお願いします。

大内局次長

次回は、7月21日（水）、13時30分から県庁の会議室11階の1109会議室で開催したいと思います。よろしくお願いいたします。

なお、コロナウイルスの感染状況をみまして、日程や会議場所に変更が生じた場合には、先にご連絡をさせていただきます。

福嶋局長

また、今日もそうなのですが、今後も暑い中で開催させていただきますが、県庁の方は、冷房もあまり強くできないものですから、換気しながらということで暑いかと思います。

今後は出来るだけ軽装で参加していただきますように、よろしくお願いいたします。

稲村会長

次回は7月21日ということで、お願いします。  
以上をもちまして、委員会を終了します。  
ご苦勞様でした。

以上、会議の顛末を記録してその正当であることを証するため署名をする。

会 長

署名委員

署名委員